

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書を受けた 指定法人の見直しについて（案）

1 「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成 22 年 12 月 27 日）（抄）

Ⅱ 公益法人

制度・慣行、契約などの問題に対し“横串”する形で、以下のように整理合理化を図る。

①

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。
その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

全国に 1 つの法人を指定して業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

2 基本問題部会で検討を行う法人

- ・（財）港湾労働安定協会
- ・（社）全国シルバー人材センター事業協会
- ・（財）介護労働安定センター

3 進め方イメージ

○10 月 第 1 回 現状と課題、指定法人の在り方についての検討

（○ 港湾労働専門委員会（1 回目）：事務局から論点の提示、報告書とりまとめ）

○11 月 第 2 回 報告書たたき台について議論

第 3 回 報告書（案）

※ 高年齢者雇用制度の検討とは別途、3 法人の在り方について検討する回を開催し、全シ協、介護については、とりまとめ。港湾については港湾労働専門委員会における検討結果を雇用対策基本問題部会にお諮りする。